

決議案第 5 号

「青少年健全育成基本法」の早期制定を求める意見書について

標記の件につき、別紙のとおり天理市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成25年6月21日提出

天理市議会議員	大橋基之
〃	堀田佳照
〃	市本貴志
〃	飯田和男
〃	加藤嘉久次
〃	佐々岡典雅

「青少年健全育成基本法」の早期制定を求める意見書

二十一世紀の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いであります。しかしながら、今日我が国の相継ぐ少年の凶悪事件等に見られるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面しています。その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また、倫理・道徳教育を排し、人格形成の場としての役割を果たしてこなかった学校の問題が指摘されています。とりわけ、地域社会においては、露骨な性描写や残虐シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等をはじめとする性産業の氾濫、テレビの有害番組の問題等に加え、インターネット・携帯電話等の情報通信の発展とともに新しい有害環境の出現も指摘されています。この社会の現状を見ると、青少年の荒廃は、我々大人が「青少年を見守り、支援し、時に戒める」という義務を果たさなかったがゆえの結果と言わざるを得ないのであります。

これらの問題に対して、各都道府県では「青少年健全育成条例」で対処し、一定の効果を上げてきましたが、今日では、その限界性が指摘されております。今、求められているのは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守る為の国や地方公共団体、事業者、そして保護者等の責務を明らかにする一貫性のある包括的、体系的な法整備であります。

特に「健全な青少年は健全な家庭から育成される」という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念に据えた「青少年健全育成基本法」の制定が必要であると考えます。

これらの内容を踏まえ、国に対し「青少年健全育成基本法」の早期制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 6 月 21 日

天 理 市 議 会